

かとう国保だより

国民健康保険（国保）は、加入者のみなさま（被保険者）が病気やけがをされたときに、安心して医療を受けられるように、国民健康保険税（国保税）を出し合い、みなさまで支えあう制度です。令和6年度は国保税の税率、賦課限度額等を下記のとおり改正します。ご理解とご協力をお願いします。 括弧内は令和5年度分です。

令和6年度の国保税率表		医療給付費分 全加入者対象	後期高齢者支援金等分 全加入者対象	介護納付金分 40歳以上65歳未満対象
① 所得割額	被保険者の令和5年中の基準総所得金額に対し	7.19% (6.90%)	3.01% (2.81%)	2.71% (2.64%)
② 均等割額	被保険者1人ごとに	30,500円 (29,800円)	12,500円 (11,800円)	13,900円 (13,800円)
③ 平等割額	1世帯ごとに	A、B以外の世帯	20,000円 (19,300円)	8,100円 (7,600円)
		A 特定世帯	10,000円 (9,650円)	4,050円 (3,800円)
		B 特定継続世帯	15,000円 (14,475円)	6,075円 (5,700円)
①②③の合計額が1年間の国保税額です。 ※ただし、右の賦課限度額を超えることはありません。		65万円	24万円 (22万円)	17万円

※「基準総所得金額」とは・・・令和5年中の総所得金額等から43万円（基礎控除）を控除した金額（合計所得金額が2400万円を超える方は、基礎控除額が変わります。）

※「特定世帯」とは・・・国保に加入している方が後期高齢者医療制度に移られたことにより、被保険者が一人だけになった世帯。介護納付金を除く平等割額を最大5年、2分の1に減額します。

※「特定継続世帯」とは・・・特定世帯に該当して5年経過後8年を超えない世帯。介護納付金を除く平等割額を最大3年間4分の3に減額します。

国保税の軽減等について

◆低所得者に対する軽減（申請は不要です）

令和5年中の所得が一定基準以下の世帯に対し、国保税の均等割額及び平等割額を7割、5割、2割軽減するものです。

軽減割合	世帯区分
7割	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下
5割	43万円+29万5千円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下
2割	43万円+54万5千円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下

注) 1.軽減の判定は、世帯主（擬制世帯主を含む）及び国保加入者全員と特定同一世帯所属者の所得金額が対象です。

2.給与所得者等とは、世帯主（擬制世帯主を含む）及び国保加入者全員と特定同一世帯所属者のうち、給与所得者及び公的年金に係る所得を有する方をいいます。

3.特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行し、国保の資格を喪失した方をいいます。

◆未就学児に対する軽減（申請は不要です）未就学児の均等割を5割軽減します。

◆非自発的失業者に対する軽減（申請が必要です）

この制度は、勤務先の会社の都合により離職（倒産、解雇等の事業主の都合による離職）を余儀なくされた雇用保険の特定受給資格者、又は特定理由離職者（特定理由による自己都合で離職された方）について、国保税の計算並びに高額療養費等の所得区分判定において、**給与所得を30/100に軽減して算定する**ものです（ただし、給与所得以外は100/100で算定）。以下の軽減措置適用条件に該当される方は、保険医療課で申請してください。

【軽減措置適用条件】

- 国保加入者で、離職時点で65歳未満であること。
- 雇用保険受給資格者で、離職理由コードがNo.11、12、21、22、23、31、32、33、34であること。
- 該当者の保険税額算定の基準となる年の給与所得があること。

【軽減期間】 離職日の翌日から翌年度末までの期間

【申請に必要なもの】 雇用保険受給資格者証

◆産前産後期間に係る軽減（申請が必要です）

この制度は、出産予定又は出産した被保険者の国保税のうち所得割額と均等割額について、単胎の場合は、出産予定月（又は出産月）の前月から翌々月までの合計4ヶ月相当分、多胎の場合は、出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から合計6ヶ月相当分が減額されます。

【対象者】 出産予定又は出産した方（妊娠85日以上の出産が対象となり、死産、流産、早産及び人工妊娠中絶も含まれます）

【申請に必要なもの】 母子手帳等、世帯主および出産被保険者のマイナンバーのわかるもの、届出される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

確定申告・住民税申告 が必要です。

国保税額の算定、税額の軽減適用及び高額療養費の給付額の決定等のためには、世帯主及び国保加入者全ての方の所得情報が必要です。収入の多少に関わらず、必ず確定申告又は住民税申告をしてください。

※軽減が適用される場合は、申請月の翌月以降に税額の更正通知をお送りします。

国保税の納付について

◆普通徴収と特別徴収について

普通徴収・・年税額を8回に分けて、納付していただきます。
年度途中の加入の場合は、届出をした翌月以降の納期回数で納付してください。
1年分の税額を前納される場合は、全期分の納付書で一括納付してください。
特別徴収・・国保加入者全員が65歳以上75歳未満かつ世帯主が国保被保険者の世帯が対象で、世帯主の年金から天引きで年金受給月である偶数月(年6回)に納付していただきます。
(特別徴収に該当するか否かについては、その他の要件もあります。)

世帯主が納税義務者です

国保に加入していない世帯主であっても、世帯に国保加入者がいる場合には、**世帯主**に国保税が課税されます。

◆国保税の納付方法について

市役所や加東市公金取扱金融機関のほか、口座振替やコンビニエンスストア、スマートフォン決済サービス(アプリ)、eL-QR(QRコード)を利用して納付できます。
(注) 期別の税額が同じでも、誤った納期の納付書で納付されますと、督促状が發送される場合がありますので、納期の誤りがないようご注意ください。

令和6年度の納期限……納税は、納め忘れのない口座振替制度をお勧めします。

期別	月日	期別	月日	期別	月日	期別	月日
1期	7月31日	2期	9月2日	3期	9月30日	4期	10月31日
5期	12月2日	6期	12月25日	7期	令和7年1月31日	8期	令和7年2月28日

特定健診(個別健診)を受けましょう

特定健診は、40歳から74歳までの国保被保険者を対象とした基本健診のことで、生活習慣病の予防を目的に、身長、体重、血圧などの基本項目を検査します。まちぐるみ総合健診で特定健診を受けていない方は、下記の間ドック若しくは加東市・小野市内の医療機関で**個別健診**を受診してください。個別健診は、令和6年7月1日から令和7年1月31日まで受診できます。料金は1,000円です。ただしR7.3.31年齢基準で40,45,50,55,60,65,70歳の方は無料です。

人間ドック受診費用の助成について

国保加入者を対象に、健康の保持増進及び疾病の早期発見・早期治療の推進を図るため、人間ドック受診費用の一部を助成しています。(申請期限:令和7年3月31日)

対象者 以下のすべてを満たす方

- ① 加東市国保に加入している方(75歳未満の方)
- ② 住民税その他市の債権に係る徴収金を滞納していない方
- ③ 国保税を滞納していない世帯に属する方
- ④ 人間ドック受診日の属する年度内に加東市の基本健診(まちぐるみ総合健診での基本健診及び個別健診)を受診していない方
- ⑤ 受診した健診結果を保健事業に提供することを承諾する方

※ 健診結果につきましては、個人情報保護をうけて、保健事業に利用させていただきます。

助成内容

■ 加東市民病院で受診する場合(受診費用 35,000円(税抜))

1日人間ドック
助成金額:27,000円

申請に必要なもの

- ・受診者の健康保険証(★★)
- ・届出者の本人確認書類

■ 加東市民病院以外で受診する場合(受診費用は各施設へお問い合わせください)

1日人間ドック
助成金額:受診費用の1/2(上限 18,000円)

1泊2日人間ドック
助成金額:受診費用の1/2(上限 30,000円)

申請に必要なもの

- ・受診者の健康保険証(★★)
- ・領収書
- ・受診者の口座がわかるもの
- ・届出者の本人確認書類・健診結果表

★★令和6年12月2日から現行の国民健康保険被保険者証は交付されなくなります★★

令和6年12月2日以降、現行の国民健康保険被保険者証の新規加入に伴う交付や再交付はされなくなり、マイナーポータル等で利用登録を行ったマイナンバーカードが被保険者証となります。

この機会に、マイナンバーカードの保険証利用をご検討ください。また、マイナンバーカードの保険証利用登録がお済でない方には、被保険者の資格情報などが記載された「資格確認書」を無償で交付します。

【お問い合わせ先】 ※詳しくは、次の担当課までお問い合わせください。

- ① 国保の加入や脱退の手続き、減免、保健事業に関すること・・・**保険医療課**【電話:0795-43-0500】(直通)
- ② 国保税の納付に関すること・・・**税務課**【電話:0795-43-0397】(直通)